

網掛け部分が今回の変更点

## 中小企業海外展開支援大綱（案）

平成 23 年 6 月 23 日 策定

平成 24 年 3 月 9 日 改訂

中小企業海外展開支援会議

### I. 大綱策定の目的

我が国中小企業は経済・社会を支える基盤としてその成長・発展を牽引する力であり続け、また、常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を行い、度重なる難局を乗り越える原動力となってきた。

しかし、日本経済は今、環境・エネルギー制約や少子高齢化などによる構造的な課題を抱え、長期的に規模の大幅な拡大を期待できない状況にある。加えて、昨年 3 月 11 日に起こった東日本大震災は、被災地域の生活や産業に大きな被害を残し、原子力発電所の事故も加わり、全国的な経済活動の停滞感をもたらしている。一方、海外に目を転じると、アジアなどの新興国を中心に高い経済成長が続き、今後とも大幅な経済発展が見込まれている。

近年、中小企業の総数が減少し続けている中で、中小企業においては、自ら直接輸出を行っている企業数は長期的傾向として増加してきているが、中小企業の総数に対する比率は、未だ低いレベルとなっている。他方、グローバル化の進展による競争の激化により、海外展開を行うことは中小企業にとっても例外ではなくなった。海外とのビジネスを行う上で、投資による海外展開希望を持つ中小企業も少なからず存在しており、このような企業を含めて海外展開の支援を進めていく必要がある。その際、昨年秋に発生したタイ大洪水によって現地に進出していた中小企業を含む日系企業が大きな被害を受けた点に見られるとおり、海外展開に伴うリスクの軽減についても政府の役割が問われている。

東日本大震災の被害から早期に脱却するため、国内経済の立ち直りが急務であることは論を俟たず、成長の基盤である中小企業が発展に向けて前に踏み出せるよう関係者の一層の相互連携が求めら

れている。今こそ、①オール・ジャパンでの組織の壁を越えた支援、②きめ細かな業種別・分野別対応や優れた製品・技術の事業化支援を含めたマーケティング支援強化、③若手人材を含む海外展開に対応できる人材育成強化、④資金調達支援強化、⑤政府開発援助（ODA）の活用を含めた現地事業環境整備など、これまで以上の努力により拡大する海外市場を成長の糧として取り込むことが重要である。

したがって、本会議は、各地域・各支援機関の行動計画を踏まえ、中小企業の海外展開に向けた総合的な取組として、ここに大綱を定めることとする。さらに、本大綱に基づき、支援施策を活用する中小企業の立場に立ったワンストップ支援体制の実現を目指すこととする。

なお、本大綱及び各地域・各支援機関の行動計画は、中小企業の実情や国内外の情勢の変化に的確に応えるため、適切に見直し・改訂を行うこととする。

## II. 中小企業の海外展開を支援する体制の構築

### 1. 政府及び各機関の広範な連携

中小企業海外展開支援会議の発足により、政府、支援機関、中小企業団体、金融機関など中小企業者や農林水産業者の海外展開支援に寄与しうる関係機関が広く一堂に会し、相互に協力・補完しながら取り組むべき施策を議論する機会が設けられた。今後とも、体制の充実を図るとともに、この場を活用して継続的な議論を行い、中小企業に対する海外展開支援策について提示していく。

### 2. 地域における各機関の有機的な連携

本会議の開催を受け、地方経済産業局が中心となり、地方の支援機関が参加する協議会が各地域で構築された。具体的には、常日頃中小企業者や農林水産業者に直接的に接し、地域における海外展開への取組の実態や必要な支援の要望に詳しい地域金融機関や地域の行政機関、中小企業団体等の地域の支援機関が参加している。こ

これらの協議会では、今後とも参加機関間の連携を深め、自らが決定した行動計画に従って、相互の協力による支援の拡大等に努めることとする。

### 3. 海外に及ぶ支援体制の充実

海外経験の乏しい中小企業にとっては、国内のみならず海外における相談・支援体制が整備され、それらが一体的に支援を行うことが極めて有効に働くことから、在外公館をはじめ、JETRO、国際協力機構等の本会議に参加する支援機関の在外拠点が、既に海外進出した日本企業で組織される在外日本人商工会議所等とも連携して、中小企業の海外展開支援に積極的に取り組める体制の構築に努める。

## III. 取り組むべき重点課題

本会議では、平成 22 年秋の会議発足後からこれまでに市町村等の関係機関（延べ 4,300 回の訪問）及び約 5,000 社の中小企業からのヒアリングにより把握したニーズを基に、検討を行ってきた結果、当面、以下の 5 つの分野において重点的に中小企業の海外展開を支援していくこととする。

### 1. 情報収集・提供

#### (1) 中小企業が必要な情報をきめ細かく、分かりやすく提供

中小企業が海外展開を行う上で必要な市場の状況や商慣習、制度等に関する情報を収集分析し、きめ細かく、分かりやすく提供する。

(取組例)

- ① 新規に海外展開の取組について相談・意見交換する企業数の目標を、全国合計で 24 年度には 8,300 社とし、25 年度末までに 15,000 社とする。【23 年 12 月末実績：6,102 社】（全地域支援会議）
- ② 海外展開に関わる貿易投資相談を 23 年度には 48,000 件以上対応す

る。【第3四半期末実績：39,539件】（ジェトロ）

- ③ 国内拠点、セミナー、ウェブサイト等を通じて途上国情報を紹介するとともに、無償資金協力・技術協力に関する調達情報など、中小企業が利用可能な ODA メニューを紹介する。（国際協力機構）
- ④ 中小企業の海外展開に係るセミナー等を 24 年度は年間 1,400 回、25 年度末までに 2,500 回開催する【23 年 12 月末実績：1,068 社】。また、同セミナー等に参加する中小企業数の目標は 24 年度には年間 49,000 社、25 年度末までに 60,000 社とする。【23 年 12 月末実績：37,511 社】（全地域支援会議）
- ⑤ 中小企業が必要な情報や支援策を簡単に抽出できるよう、ガイドブックやハンドブックを作成する。（北海道地域支援会議、ジェトロ、中小機構ほか）
- ⑥ 我が国の食品産業の東アジア地域への投資・事業展開を促進するため、各国の法規制や商慣習などの情報を収集整理し、分かりやすく提供する。また、相談窓口等などを通し、各種情報の提供および相談に対応する。（農林水産省、ジェトロ）
- ⑦ 海外展開に成功した中小企業の事例を収集するとともに、各支援組織が実施するセミナー等に当該企業の代表者を招請し、今後展開を考える中小企業に対するアドバイスを実施する。（経済産業省）
- ⑧ 海外展開に関する総合情報メールマガジンを発行し、中小企業関連施策の動向、海外展開に成功した中小企業の例、支援機関が各地で開催するセミナーや展示会情報などをタイムリーに提供する。（経済産業省）
- ⑨ 海外展開を志す中小企業に対して、事前診断を通じて海外展開に向けた課題の抽出を支援し、必要な取り組みを促すために、「中小企業海外展開自社診断シート」（仮称）を作成し、ウェブサイトに掲載する。（経済産業省）

## （2） オール・ジャパンでの組織の壁を超えた連携

支援機関が、具体的に海外展開を目指す中小企業に対して行っている支援内容を相互に共有し、協力し合い、各機関が連携した包括的支援を行う。

(取組例)

- ① 効率的な支援を行うため、中小企業に対する支援措置の記録を共有する。(経済産業局、ジェトロ及び中小機構)
- ② 各支援機関のホームページから関係の支援機関の施策を閲覧しやすいように設定する。また、全国どこでもひとつの電話番号で最寄りの相談窓口につながるようにするなど、海外展開に関するワンストップ相談支援を強化する。(経済産業省、中小機構)
- ③ 地域協議会に新たに国際協力機構地方支部が参加し、参加機関より優れた企業の紹介を受けると共に、国際協力機構からは途上国における具体的な支援ニーズ等について情報提供する。(外務省、JICA)
- ④ 地域金融機関との連携による「海外展開サポートプログラム」を展開し、地域中小企業の海外展開を支援する。また、中小企業と密接に関係する地域金融機関が経営支援と金融支援を一体的に進めていくことを促進していく中で、海外展開支援の施策についても、地域金融機関に紹介していく。(経済産業省)
- ⑤ 日本貿易保険(NEXI)と提携地域金融機関で構成する「地域企業海外ビジネス支援ネットワーク」の拡充などを通じて、地域の中小企業が貿易保険を利用しやすくするなど、利便性の向上を図る。(経済産業省、NEXI)
- ⑥ ジェトロと中小機構の地方事務所について、自治体等と調整しつつ、機能的な統合を進め、中小企業の海外展開を総合的に支援する体制を構築する。(経済産業省、ジェトロ、中小機構)
- ⑦ 中小企業海外展開支援関係機関連絡会議の定例化(2ヶ月に1回)を通じて関係機関間での情報共有を推進し、既に講じられた施策の効果のレビューや更なる支援施策の検討に活用する。(経済産業省及

## 2. マーケティング

### (1) 商品開発やブランド化の支援

中小企業が海外市場を見据えて行う商品開発やブランド化について、サービス、食品、ファッション・繊維、デザイン・地域伝統産品等の分野別に対応しつつ、きめ細かく支援する。海外市場の動向、ニーズ、商慣行、基準等の産業事情に知見のある専門家を活用して、現地企業に受け入れられやすい商品開発等を支援する。

(取組例)

- ① 複数の中小企業が連携して、優れた素材や技術等を活かし、海外市場を開拓する「JAPANブランド事業」における支援を実施する。  
【23年度実績：80件】(経済産業省)
- ② 海外市場で6分野(農林水産・食品、ファッション・繊維、デザイン・地域伝統産品、コンテンツ、機械・部品、環境・エネルギー)の海外コーディネーター契約を結び、中小企業からの相談対応、地場企業とのマッチングを支援。【23年度は50名と契約。24年度は50名以上と契約予定。】(ジェトロ)
- ③ 海外企業と成約に至った輸出件数・直接投資件数(見込みを含む)を24年度中には1,900件、25年度末までには2,000件とする。【23年12月末実績：1,465社】(全地域支援会議)
- ④ 海外で人気の高いクール・ジャパンの魅力と底力を産業化し、ターゲット国と分野を決め、海外市場開拓を支援するとともに、各地域にクール・ジャパンを体現するクリエイティブシティを組成し、食や観光と絡めた地域資源の発掘・連携と国際的発信を行う。(経済産業省)
- ⑤ 我が国サービス産業国際展開促進のため、新たなサービス価値の国内外に向けた発信方法を検討する。(経済産業省)
- ⑥ 卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、教育学習支援

業を中心としたサービス業の海外展開について、現地パートナー発掘等一貫した支援を実施する。海外のサービス産業立地マップや各都市の消費者情報などを冊子等にして提供する。(ジェトロ)

- ⑦ 海外の日本食ブームを更に浸透させるため、在外公館やジェトロ等と連携しながら、日本食レストランを通じた食文化の情報発信・普及を強化する。また、日本食文化の無形文化遺産への登録に向けた取組を推進する。(外務省、農林水産省、経済産業省、ジェトロ)
- ⑧ 「農水産物・食品輸出促進本部」を24年1月に発足し、関係省庁・機関と連携しつつ、一次産品の輸出支援を本格化し、支援対象のすそ野の拡大を図る。また、そのためのアドバイザーを新規設置するなどの体制整備をする。(ジェトロ)
- ⑨ 個別支援充実のため、中小企業の個々の製品や状況に合わせて一貫して支援する。輸出専門家を増員し、さらに案件発掘も強化する。(ジェトロ)

## (2) 優れた製品・技術の海外ビジネス事業化支援

優れた製品・技術を持ちながら海外市場に関する情報や知名度の不足等により、海外展開に手が届かない中小企業に対して、試作品開発や海外展開事業計画策定の支援、途上国向けの無償資金協力や技術協力など適切なODAスキームの活用等を通じて、海外市場におけるビジネス機会の獲得を支援する。

- ① 海外展開を計画する中小企業に必要な事業可能性調査(F/S調査)の実施を支援する。海外生産拠点設立あるいは販売先の開拓等に伴う市場調査等100件を支援予定。(経済産業省、中小機構)
- ② BOP(Base of the Pyramid)ビジネス事業可能性調査(F/S調査)への支援を通じ、中小企業の開発途上地域の貧困層の問題解決に資する事業の計画立案を支援し、ODA事業への展開を検討する。また、優れた技術力及び事業アイデアを途上国の経済社会開発に活用するため、開発途上地域の開発に資する中小企業の海外事業計画立

案を提案公募方式にて支援し、ODA事業への展開を検討する。(国際協力機構)

- ③ 中小企業を中心とする日本企業による海外BOP層やボリュームゾーンを対象層とした“BOPビジネス”を支援する。当該市場の情報提供、現地パートナーの紹介、BOPビジネスプランのアドバイスやコンサルテーションなど、企業ニーズに対応した支援を展開する。(ジェトロ)
- ④ ニッチ分野等の世界市場獲得を目指す中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の連携体が行き組む技術流出対策を考慮した試作品開発やその販路開拓等の取組を支援する。(経済産業省)
- ⑤ 農業開発、水インフラ、環境、保健、教育、防災等のODA支援分野において中小企業の優れた製品・技術を採用することを通じて、信用力の向上とともに海外における事業機会を提供する。(外務省)
- ⑥ 我が国の経験を踏まえたアジア諸国での現地環境制度の整備支援にあわせて、相手国政府関係者等とのネットワークを活用しながら、我が国の中小企業等が有する優れた環境製品の普及を促進する。(経済省)

### (3) 安全・安心等の信頼性の確保

原子力発電所の事故発生以来、風評被害対策、工業品・食料品等の輸出を支援するため、外国政府等に対し適切な情報提供を行い、科学的根拠に基づく対応を要請するとともに、国内の検査体制の充実や検査支援など風評被害対策及び工業品等の輸出を確実に支援していく。

特に、食分野については、これまでの「安全で高品質」という評価を回復するため、正確な情報発信を行い諸外国に対し日本産食品輸入規制の緩和・撤廃を働きかける。

(取組例)

- ① 規制措置をとっている国・地域に対し、広く関係当局に働きかけを実施するとともに、海外の主要紙への寄稿や在外公館等のホームペ



ージ等インターネットを通じた発信のほか、在京外交団や国内外の産業界への説明会を実施する等情報発信の強化に取り組む。（外務省、農林水産省、経済産業省、ジェトロ等）

- ② ホームページにおいて、諸外国の放射性物質検査等の情報を事業者に対して提供。また、相談窓口を設置し、個別の事業者からの問い合わせに対応する。（農林水産省、経済産業省、ジェトロ、NEXI）
- ③ 輸出品に係る放射線量検査の検査料補助や商工会議所による証明サービスの周知をするとともに、福島県を中心に放射線量測定の指導・助言を行う専門家の派遣事業等の実施。（経済産業省、農林水産省）
- ④ 諸外国のメディア等を活用して日本産食品等の安全性や魅力を伝えるための情報発信を実施。（農林水産省）
- ⑤ HACCP関連の施設整備に係る費用や人材育成の取組、Global G.A.P.の取得にかかる費用を支援。また、我が国の農林水産物に対する信用を高め、適切な評価が得られるよう地理的表示の保護制度を導入。（農林水産省）

#### （４）海外バイヤー等の招へい及び国内展示会への出展

海外有力バイヤー等を招へいすることにより国内で商談機会を提供するとともに、それらバイヤー等が訪れる各種国内展示会への中小企業の出展を支援する。

（取組例）

- ① 海外からバイヤーを招へいするとともに、国内見本市を支援する。23年度は100名以上のバイヤーを招へいする。【被災地支援の補正予算で、第3四半期末実績：198名】（ジェトロ、中小機構）
- ② アジア各国のベンチャーキャピタルとのネットワーク構築を行うとともに、国内ベンチャー企業等とのマッチングを行う。（経済産業省）
- ③ 食と農林漁業の祭典における農業フロンティア2012等を通じて、ビジネスマッチング等を行う。（農林水産省、経済産業省）

## (5) 海外展示会への出展及び海外ミッションの派遣

海外の有力な展示会への出展を支援するとともに、有望な海外市場にミッションを派遣する。その際、十分な準備期間を確保する一方で、中小企業の要望を踏まえて機動的かつ柔軟に対応する。

(取組例)

- ① 海外展示会やミッション派遣での商談会等において海外企業と具体的に商談を行った中小企業数や相談件数を 24 年度中には 4,400 社・25,000 件、25 年度末までには 7,500 社・25,000 件を目標とする。【23 年 12 月末実績：3,338 社・18,825 社】(全地域支援会議)
- ② 24 年度において、50 回以上の海外見本市に参加するとともに、海外市場開拓のためのミッションを 15 回以上、BOP ミッションを 4 回以上派遣し、中小企業に対し、事前準備及び現地での商談会における支援を実施する。【補正予算での実施も含め、第 3 四半期末実績：海外見本市 65 回、海外市場開拓ミッション 20 回】(ジェトロ)
- ③ 企業の PR 活動の場として、大使・総領事公邸等の在外公館施設やジェトロの施設を活用し、日本企業との共催によるレセプション、商品展示会、セミナー開催等の支援を実施する。(外務省、ジェトロ)
- ④ 中小企業の海外展開支援に関し、全世界で 23 年度は 50,000 件以上の商談を支援するとともに、9,000 件以上の成約を目指す【第 3 四半期末実績：商談 46,425 件、成約 6,926 件】(ジェトロ)
- ⑤ 震災からの復興を加速化する観点から、被災地域の中小企業に対し海外展開支援の充実を図るため、海外展示会への出展支援やミッション派遣、海外展開の専門家等によるアドバイス等を実施する。(経済産業省)

## (6) インターネットを活用した新規市場開拓支援

中小企業のビジネスリスクを低減する観点から、インターネットを活用した海外企業との商談支援の強化を図るととも

に、インターネットを介した国際取引のノウハウ、トラブル回避策等を提供する。

(取組例)

- ① 国内のアンテナショップで取り扱う商品等を、海外のインターネット販売サイトを活用し、日本企業の商品を消費者に直接販売することにより、消費者の反響、ネット販売の課題抽出等の実証を実施する。(ジェトロ、中小機構)
- ② 中小企業等によるネクスト・ボリュームゾーンとも言われるBOP層を対象としたビジネス促進のため、関係機関と連携しポータルサイトによる一元的情報提供、相談窓口業務及びマッチング支援を行う。(経済産業省)
- ③ 震災からの復興を図るため、被災地域に関連する中小企業に対し、インターネットを使った越境ビジネスによる海外向け販路開拓の支援を行う。(経済産業省)

### 3. 人材の育成・確保

#### (1) 海外展開に対応できる人材の育成

中小企業の中で海外バイヤーとの商談や海外投資などの海外展開に的確に対応できる人材を育成するため、セミナーの開催、研修機能の強化、専門家の派遣等を行う。さらに次の海外展開を担う人材を育成するため、官民が連携して、我が国の若手人材に対し海外市場経験を積むことができる機会の充実に取り組む。

(取組例)

- ① 海外事業管理責任者や海外取引実務者等を対象とした研修を強化するとともに海外実地研修に取り組む。(中小機構)
- ② 海外の拠点における優秀な人材の育成・確保のため、現地人材に対する経営・販売・製造等に係る研修・専門家派遣等を実施する。(経済産業省)

- ③ 青年海外協力隊事業を活用し、特定の途上国を熟知した人材と企業が必要とする人材のマッチング促進を行うとともに、本邦企業と連携した民間連携ボランティア制度を新たに開始し、グローバルに展開する企業において開発途上地域の経済社会開発を推進する人材の育成を図る。(外務省、国際協力機構)
- ④ 我が国の中小企業や大学等の若手人材の開発途上国企業や海外進出日系企業等におけるインターンシップを行い、我が国のグローバル人材の育成を支援する。(経済産業省)
- ⑤ 世界に誇れる人材を育成するため、料理人や農業者が文化の担い手として認められるよう、国としても顕彰等を推進する。(農林水産省)
- ⑥ 「貿易実務講座(初・中級編)」、「英文契約編」に加え、オンライン講座に「中国輸出ビジネス編」等、輸出ビジネス講座を展開する。また、新しく海外ビジネスに取り組もうとする企業向けに少人数参加型のワークショップ(研修会)を開催する。(ジェトロ)

## (2) 海外展開に必要な人材の確保

輸出や投資に必要な知見や有用なネットワーク、技術を有する即戦力として、海外ビジネス専門家(OB人材)や外国人留学生等を活用できるよう支援する。

(取組例)

- ① 日本貿易会等に登録されている海外ビジネスの専門家(OB人材)と中小企業のマッチングを行い、即戦力人材の確保を支援する。(中小機構)
- ② ウェブを活用した留学生採用支援事業(東京商工会議所の求人情報掲示板サイト「就職じゃぱん」)について情報提供する。(日本商工会議所)
- ③ 国内及び海外での実践的な支援を行うため、「中小企業国際展開アドバイザー制度」を東京商工会議所にて実施。(日本商工会議所)
- ④ 海外に進出する日系企業の優秀な現地人材確保に向け、海外の大学等と連携し、日本企業文化講座の開設等を実施する。(経済産業省)

- ⑤ 6次産業化の先達・民間の専門家（ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等）による、輸出を含めた経営の発展段階に即した個別相談を行う体制を整備する。（農林水産省）

## 4. 資金調達

### （1）金融面の相談体制の充実

海外展開で重要な課題となる金融面における負担を軽減するため、我が国内外において金融関係の相談窓口を広く設置し、関係機関が連携しつつ、専門的相談を可能とする。

（取組例）

- ① 国内外の営業店・事務所 103カ所に設置した海外展開サポートデスクを通じた相談対応を年間約3,000件実施する。（商工中金）
- ② 本邦金融機関職員が、国内外の事務所においてジェトロ業務に従事する。ジェトロは、23年度は2回の募集を行い、35行より36名の職員を受け入れた。24年度も随時受け入れる。（金融機関、ジェトロ）
- ③ 金融機関とジェトロ、JBICが連携して海外情報の提供・相談、現地での資金調達の手法の紹介等を行う。（金融機関、日本公庫、ジェトロ）

### （2）資金調達の円滑化

中小企業が海外展開する際の資金調達を支援するため、融資条件の緩和や現地通貨での資金調達を容易にするとともに、リスクに対する保険機能の強化を行う。

（取組例）

- ① 中小企業の更なる円滑な海外展開推進のため、日本政策金融公庫の海外展開資金制度を拡充。小規模事業者向け海外展開資金（国民生活事業）を創設。（経済産業省、日本公庫）
- ② 海外の主要銀行と業務提携を行い、ジャパンデスクの設置や現地通貨での資金調達も可能にする。（日本公庫、商工中金）

- ③ 中小企業経営力強化支援法案（平成24年3月2日閣議決定）を通じ、承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、以下の措置を講じる。（経済産業省）
  - (a) 日本政策金融公庫の債務保証業務やNEXIの保険業務等を通じ、中小企業の海外子会社の資金調達の円滑化を図る。
  - (b) 中小企業信用保険（海外投資関係保険）の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援する。
- ④ 発展途上国でインフラやBOPビジネス等の開発効果の高い民間事業を実施するために、国際協力機構を通じて必要な貸付や出資を実施。（外務省）
- ⑤ 中小企業の海外展開を支援するため、中小機構を通じて、海外展開を行う中小企業等の資本増強を支援する。（経済産業省、中小機構）
- ⑥ 必要な成長資本を供給する農林漁業成長産業化ファンド（仮称）の創設により、農林水産物・食品の海外市場を開拓できる事業体の設立を可能にする。また、中小企業と連携する農林漁業者の農林水産物・食品の更なる輸出促進を可能にする。（農林水産省）

## 5. 貿易投資環境の改善

### (1) 海外拠点設立のために必要な情報の提供

多くの中小企業が進出を希望する国・地域の投資環境に関する情報の提供や必要な施設の確保を行う。

（取組例）

- ① 中小企業が進出先として関心を持っている国・地域の都市約100カ所の投資コスト（賃金、地価、事務所賃料、通信費、税金、公共料金など）を毎年調査し、ホームページで情報提供する。（ジェトロ）
- ② タイ（バンコク）、フィリピン（マニラ）、インド（ニューデリー、ムンバイ、チェンナイ）、ベトナム（ハノイ）でビジネス・サポートセンターを通じてオフィススペースとコンサルティング・サービスを引き続き提供。24年度はミャンマー（ヤンゴン）にビジネス・サ

ポータルセンターを開設する。(ジェトロ)

## (2) 海外展開に伴う法務、税務、労務、知財保護、技術流出防止及び対外取引に係るリスク軽減のための支援

海外展開に係る税務や労務等に精通した専門家を確保するなど、相談・支援体制を構築する。また、技術流出防止マニュアルを作成する。

(取組例)

- ① 中小企業からの要望を踏まえ、「中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループ」を設置し、弁護士へのアクセス向上（法律相談事業の実施や海外展開支援事業に対応できる弁護士の育成など）や海外法情報の提供など法的支援のあり方について検討する。(日本弁護士連合会)
- ② 海外において日本企業からの税務、労務、知的財産等の相談に対応するため、海外事務所 30 カ所において、法律事務所、会計事務所と契約。年平均 10,000 件以上の相談に対応し、知的財産権に関わる相談対応を年平均 1,300 件以上実施する。【23 年度第 3 四半期末実績：相談 11,644 件、うち知財 1,130 件】(ジェトロ)
- ③ 知財総合支援窓口等の支援機関と連携して、海外知的財産プロデューサーによる知的財産活用等のマネジメント支援の実施や、模倣被害アドバイザーによる外国での産業財産権侵害対策等の相談対応を行う。また、特許等の外国出願助成の拡充を行う。(経済産業省)
- ④ 農林水産知的財産保護コンソーシアムの活用等により、海外での知的財産権取得や不当な商標出願等について、情報把握と共同対応を行う体制を構築する。(農林水産省)
- ⑤ 在外日本人商工会議所と協力し、今後当該地域に展開を考える中小企業が既進出企業の税務、労務等に関わるノウハウを共有できる体制を構築する。(経済産業省)
- ⑥ NEXI が引き受ける中小企業輸出代金保険（手続き簡素化などの

中小企業のニーズに対応した保険) について、保険料率の引き下げや契約金額上限額の引き上げなどの拡充を行う。(経済産業省、NEXI)

### (3) 貿易投資環境の整備

貿易投資の円滑化に必要な行政手続きの簡素化、制度の利便性の向上等貿易投資環境の整備に取り組む。や事業活動に必要な現地政府との関係構築を支援する。その際、ODAも積極的に活用する。

(取組例)

- ① 各国との貿易・投資手続きの簡素化・共通化を行うため、我が国が率先して高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールの形成を主導していく。(外務省、農林水産省、経済産業省)
- ② 中小企業のニーズを踏まえ、相手国政府等に向けて専門家派遣、研修等を通じ、発展途上国における貿易・投資環境整備、政策制度改善に努める。(外務省、国際協力機構)
- ③ 中小企業によるEPA利活用を促進するため、アドバイザーによる相談やセミナー開催等を行う。(ジェトロ、日本商工会議所)

### (4) 中小企業のニーズを踏まえた現地事業環境整備

中小企業が海外展開に取り組む際に現地で直面する諸課題の解決のため、現地における安心サポートネットワークの構築、現地政府との関係構築、ODAも活用した現地ビジネス環境整備に取り組む。

- ① 海外における支援体制の充実のため、新興国を中心としたジェトロ事務所が当該地域の日本人商工会議所等と連携し、現地における中小企業の海外展開支援に積極的に取り組む。さらに、現地に進出している日系中小企業に関する情報の収集に取り組むとともに、災害発生等の不測の事態に適切な対応を行う。(経済産業省、ジェトロ)



- ② 個別企業からの依頼内容に応じて、在外公館やジェトロの海外事務所等で相手国政府への申し入れや、現地要人等との人脈形成支援などを行う。また、ODA支援分野の途上国政府関係者の本邦研修並びに先方政府への国際協力機構専門家派遣を通じ、人脈形成及び販路開拓を支援する。(外務省、国際協力機構、ジェトロ)
- ③ 発展途上国におけるハード・ソフト面での中小企業のビジネス環境整備が進むよう、ODAによるインフラ整備、法制度整備を支援する。途上国や中小企業のニーズを踏まえ、専門家派遣、研修等を通じ、途上国における政策制度改善に努める。(外務省、国際協力機構)
- ④ 相手国担当省庁との二国間政策対話や日ASEANなどの多国間枠組み等政府間協議を活用し、中小企業のニーズに対応した事業環境の整備・改善を積極的に進める。(外務省、経済産業省)
- ⑤ 中小企業を含む我が国企業による海外市場開拓に向け、工業団地等の成長拠点開発、ビジネス環境整備等を含む新興国市場開拓のあり方を検討する。(経済産業省)
- ⑥ インド、ミャンマー、ベトナム等で中小企業を含む日本企業が海外展開を行う際、進出の拠点となるような工業団地、またそれに付随するユーティリティ等のインフラの整備を積極的に支援する。(経済産業省)
- ⑦ 我が国企業の海外における事業環境整備に向け、我が国が強みとする制度の導入等を支援する(経済産業省)。